

令和元年 12月20日 開会

令和元年 12月20日 閉会

# 令和元年第8回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

## 令和元年第8回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号 (12月20日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案第124号～議案第125号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	4
閉会の宣告	13
署名議員	15

第 8 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和元年第8回鮫川村議会臨時会

### 議事日程(第1号)

令和元年12月20日(金曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第124号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例

提案理由の説明・質疑・討論・採決

日程第 4 議案第125号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算(第7号)

提案理由の説明・質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(10名)

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	教育長 職務代理者	阿久津光市君
総務課長	鏑木重正君	住民福祉 課長	斉藤利己君
農林商工 課長	星徹君	地域整備 課長	鈴木守弘君
教育課長 補佐	鈴木千鶴子君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 長 古 館 甚 子

書 記 矢 吹 かおり

---

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第8回鮫川村議会臨時会を開会します。

(午前10時00分)

---

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

---

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議案第124号から議案第125号までの2議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育委員会教育長職務代理者に出席を求めました。

代表監査委員より、例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

次に、議員派遣、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

2番 森 隆之君 及び

3番 遠藤 貴人君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎議案第124号～議案第125号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第3、議案第124号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例から日程第4、議案第125号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）までの2議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第124号から議案第125号までの2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

初めに、議案第124号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

この条例は、令和元年台風19号及びその後の豪雨により被災した農地等の被害復旧に当たり、国庫補助による農地等災害復旧事業と村単独による農地等小災害復旧事業の農家負担額に乖離があるため、開きがあるということです、乖離があるために、その是正措置と村単独事業による農地等小災害復旧事業の分担金の率を引き下げるための条例の一部を改正するも

のであります。これにより、農地等小災害復旧事業の受益者分担金の率を現行の100分の50から100分の15に引き下げるものであります。

次に、議案第125号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）についてご説明を申し上げます。

議案書の3ページから4ページ、歳入歳出補正予算、事項別明細書の1ページをお開き願います。

補正前の予算額38億6,410万6,000円に対して、今回2,835万円を増額して補正後の予算総額を38億9,245万6,000円とするものであります。

歳入であります。

事項別明細書の2ページをごらん願います。

11款分担金及び負担金、1項分担金、3目1節農業費分担金195万円の増は、激甚災害の指定を受けた台風19号により被災した農地等の災害復旧のため、村が行う農地等小災害復旧事業の受益者分担金の増によるものであります。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金1,800万円の増額は、台風19号により被災した農地等の災害復旧事業に充てるための繰入金の増額であります。

20款1項村債であります。議案書の5ページ、第2表、地方債補正表をあわせてごらんいただきます。

5目災害復旧事業債、3節小災害復旧事業債840万円は、激甚災害の指定を受けて村が実施する農地等小災害復旧事業債の増によるものであります。

3ページをお開き願います。

歳出であります。

6款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金1,400万円の増額は、令和元年台風19号及びその後の豪雨により被災した農地等の災害復旧に当たり、国庫補助による農地等災害復旧事業に該当しない農地等の復旧事業について、村単独の補助制度である農地等小規模災害復旧支援事業補助金により支援しておりますが、国庫補助事業による農家分担金と比べ農家負担額に格差が生じているために、一層の農家支援を図り、優良農地の確保と次年度から中山間地域直接支払交付金制度への取り組みを促進するために、農地等小規模災害復旧支援事業補助金の補助率を100分の50から100分の80に改正することに伴う補正増であります。

11款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、1目現年度農業施設災害復旧費、13節



委託料225万5,000円、同じく15節工事請負費1,300万円は、激甚法による村単独事業での農地等小災害復旧事業のための増額であります。

13款の予備費であります。今回91万円を減額して、補正後の予算額を4,157万8,000円とするものであります。

10月に発生した台風19号による豪雨は、本村においても過去に例を見ない甚大な被害をもたらしました。一日も早い復旧が望まれているわけですが、特に被災した農地の復旧については、来年の作付に間に合うように、また、農家の負担ができるだけ軽くなるように村としてもできる限りの支援をしたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、議案第124号から第125号までの2議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、北條利雄君。

○6番（北條利雄君） 今回提案された議案、条例改正と補正ですが、先週、12月定例会終わりました。その後1週間程度なんです。その後村にこの災害復旧に関してどのくらい申請者というか申し込みがあったか、ちょっとその辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長に答弁を求めます。

村長。

○村長（関根政雄君） その詳細の受け付けにつきましては、現状の状況を担当課長より説明を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） ただいま村で補助事業として行っている事業ですが、今、申請件数が99件、被災箇所はそれ以上になりますが、一応99人の方が申請をしております。その中で、今週、現地調査を行いまして、現状の把握ということで今のところ取りまとめているところです。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） あとほかにありませんか。

前田武久君。

○9番（前田武久君） 小規模災害対応は村で進めていると思うんですけども、農地災害、村では当然村内全域を把握されておったと思うんですけども、なおかつその被災者とそれ

から村のほうの受け入れ、その手続の不備というか、手続漏れでもってそれを把握できなかった箇所があると思うんです。そういったところが数件、何か私のほうに話があって、私もそれらの状況を検分してきたんですけれども、やっぱりこういう災害というのは、不要不急というか、誰も想像できないもので、そしてそれに対してどう手続していいんだか、村にどうしていいんだか、行政指導をどう仰げばいいんだかということのを全然わからないと、ふなれな被災者がかなりいると思うんです。

そういった中で、誰が見ても農地災害として大きな災害だから、行政側である程度対応してくれるだろうというふうな、そういう思い過ごしでもって申請がおくれちゃったということで、最近まで申請しなかったような被災者がいると。しかしながら、当然行政側でもそれらに対しては把握もしているし、それは当然、農地災害に該当する小規模以上の災害ということで、それは対応してやらなければならないというふうに私も考えておるんですが、そういったその事例の分に対して、その農地災、これから間に合うんだか間に合わないんだか、今、災害申請を受けて測量に入って査定を受けて、査定も聞くところによると半分くらい査定はしているということですが、農地災害は期限切れでもう受け付けにならないような、そういうような危惧をされることも考えられるということで心配しておるんですが、そういうものに対してどう対処をされていくのか、その辺。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 小規模災害以外の、40万円以上といいますか、大規模の災害につきましては、前回の12月定例議会でも、役場は見てわかっているであろうという、その被災者、被害を受けた農家の方々はそのように思っておられるというところで、現地のほうは農地災害、大規模、それから小規模につきましても現地のほうを確認をさせていただいておりますが、その災害が受け入れるべきであった災害を見逃しているのではないかというご質問なんです。多分この件は、大規模に土砂が水田に流れ込んだという箇所だと思いますが、そういった大規模の災害も本村で何件もございますので、そちらについての、今後農地災を受けるにも間に合うのかと、それからその被害者の方々がそれを査定を受けるということが、地権者の方がわかっているのかということでもあります。その詳細につきましては、担当課長のほうから、また災害査定をこれから受け入れることができるのかということもあわせて答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） ただいまの前田議員の質問されている場所なんですけれども、

農地災の取りまとめをしている時点では申請がなかったということだったんですけども、うちのほうには当時はありませんでした。

今、そういう状態だということは何回かお聞きしまして、今年度の場合、災害が大規模というか、数も多いので、2カ月福島県に入ります。それで、これから1月の災害に向けて申請手続きができるように進めていきたいと考えております。その場所、あと2カ所ぐらいあると思うんですけども、それを来週以降進めていきたいと考えています。

○議長（星 一彌君） 9番、前田君。

○9番（前田武久君） そうしてもらうように、ぜひともお願いしたいと思います。

なお、本人が恐らく申請に来ると思うし、当然これはしないと、いろいろな面でこれから行政側でも支障を来すような事態が来るかもしれないので、私も心配しておりますし、村当局にもその旨を話してあるんですけども、ぜひともそういうことで進めて努力していただきたいと思います。

そしてなおかつ、大体予想されると思いますので、その被災者にやっぱりある程度の説明とか指導とか、今後の方向づけなどもしてやれば安心されるんじゃないかと思うので、そのくらいの行政配慮をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） やはり、今回件数が多い、また、多い少ないにかかわらず、やっぱり地域住民、また被災された方々、また住宅背後地の申請も今申請が上がってきておる状況でありますから、細かくやはり丁寧に説明をさせていただいて、本当に今回も補正増をお願いしているところでありますけれども、受益者の方々からは、やっぱり今回だけは特別ですから、丁寧に説明をさせていただいて、漏れることなく行政指導できるように今後また進めていきたいと思っております。

○議長（星 一彌君） ほかに質疑ありませんか。

7番、関根英也君。

○7番（関根英也君） 今回の災害復旧、40万円以上ですね、それと小災害債13万円以上40万円まで、あとはその村単独事業の13万円以下2万円まで、その今回の被害の大体割合をわかったら、ちょっと説明を願いたいと思います。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 割合につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

12月定例議会でも議員さんのほうからご提案ありまして、その起債充当等、12月議会では

起債充当をしないという方向で臨んだんですけれども、議員さんからのご提案もありまして、県のほうにも係のほうからお願いをして、その一度締め切った起債の800万円以上という申請がまだ大丈夫であると、期間はもう少し大丈夫ですというご返事いただいたものですから、ですから申請をされた中の13万円から40万円で起債充当する、しかしながら、工期がおくれるかもしれないんです。要するに、設計して発注しますから、村が。金額が膨れ上がるかもしれませんけれども、そのほうが充当率が村の負担軽減にもなるということの判断を担当課でして、あと13万円以下というか小規模で、本当に小災害で起債充当にならない工事、こちらにつきましては、その負担率を今回も半分、50%か20%を下げたということにさせていただきます。

その割合につきましては、担当課長のほうから説明をさせていただきます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 農地災の件数、本災というか40万円以上の件数なんですけれども、うちのほうで報告してある件数は73件です。うち査定が終了しているのは33件終了しております。

詳細については、農林課長のほうにお願いします。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） まず、小規模災害復旧支援事業ということで、村補助事業のほうです。今現在、既に申請済みの件数が約60件、今後申請されるだろうという見込みを30件、合計90件で見込んでおります。

農地等小災害復旧事業、起債で行う事業として今回新たに予算を上げておりますが、そちらにつきましては、農地で40カ所、農業施設等、農道を含めた部分で20カ所の60カ所で今のところ見込んでおります。その見込んだ事業費が1,300万円というふうな金額で積算をしております。

なお、個人負担を伴うものもありますので、その辺は農家の人に補助事業がいいのか、起債事業がいいのかということそれぞれ相談を受けながら割り振りをしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

10番、宗田雅之君。

○10番（宗田雅之君） 8割補助、本当、これ農家の復興を助けるためには、本当に私は大

賛成でございます。

ただ、今回の災害、国の補助金の発表というのは、こういう中山間地では本当に非常に大切な補助金なんですよね。その補助金をもらうために、やっぱりある程度の勉強は職員も私らもちろん必要です。

それで、ちょっとお聞きしたいんですけれども、災害復旧事業の流れというのを、災害起きてから復興事業に入るまでの流れというのを教えていただきたいんです、そういう流れを。申請から計画書作成まで。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 災害が起きて、その後災害査定を受ける、また起債を起こすという、そしてまたその一連の流れにつきましては、担当課長よりご答弁させていただきます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 災害申請手続の流れについて説明させていただきます。

災害発生後2カ月以内に査定を受けるというふうに決まっております、発生後、初めに被害報告を町村ですと県に行います。それが土木災でしたら1週間、農地災はそれプラス2週間ぐらいで報告する必要があります。それから現地調査、査定の準備等を2カ月以内に査定が行われることになっているので、ことしの場合は10月18日で査定の第1回目が12月第1週でした。その間に現地調査と測量、査定用の写真撮影等を行う必要があります。その査定が終了したのから実施設計、実施用の図面と設計書を作成し、工事発注というふうになっております。

○議長（星 一彌君） 10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） まず、これ起債、小規模の60日以内ということで、これがちょっと最初はおくれたということで、そういう取り組みというのは、事務方が本当に勉強しなきゃならないことだと思っております。それが議案の中で、いろいろなご事情があつてできなかったという答弁はありました。再度申請してこれもらえるということになったんですから、私らはこれはいいことだと思いますけれども、もう一つ、査定前着工による被害軽減の、査定前着工という事業があると思うんですけれども、これは村役場のほうでわかりますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 査定前の着工につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 査定前の応急仮復旧、応急本復旧工事というのはあることは

存じております。

実際、査定前に施工するというのは、大規模、この辺ですと堤防決壊した場所とか、査定前に応急仮工事を、仮復旧工事を行っている場所もあると思います。

ただ、査定が受け前ですので、その工事費が実際に必要なのか、そこまでの工事が必要ないと査定をされると、その分はみんな村持ち出しということになるので、鮫川ではできるだけ査定を終えてから発注、今までは発注しておりました。

以上です。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

10番、宗田君。

○10番（宗田雅之君） まず、査定前着工制度というのがあって、農地や水路等の復旧を急げば次期作付までに間に合う場合などは、査定前着工制度を活用することが可能だと、これ農水省のホームページに入っていますよね。こういうのがいかに知っているか知っていないかの問題なんです。この前の議案の中で、田畑の作付が間に合わないからこういう小規模起債も申請しなかったような、多々あったような答弁がありました。

だから、これがいかにこういう制度を知っているか知っていないか、国の補助をいかに引き出すかというのがやっぱり行政の仕事であって、住民に負担をかけないというのが、一番これは行政の仕事なんだよね。だから、いかにこういうところを勉強するかだと思うんです。例えば、だから激甚災害で100万円の事業をやると、激甚災害の適用を国の補助をもらってやると、大体農家の負担額が1,160円ぐらいでできるんです、計算していくと。これ計算してもらおうとわかるんですけれども。だから、そういう制度を使って、やっぱりこれからやって農家の、これだけ中山間地支援して農地が空き地になっているわけですから、いかに農家軽減のために頑張ってくださいかが行政の仕事だと思いますので、ぜひとも、今後とも、私らも勉強しなきゃならないし、行政もより一層勉強していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「議長、7番」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） はい。

○7番（関根英也君） 1つお尋ねします。

この鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例の農地等災害復旧事業、この算定基礎額というのは、国から補助金をもらって、村が国に納める額をいうんでしょうか。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの答弁に関しましては、担当課長が。

○議長（星 一彌君） 地域整備課長。

○地域整備課長（鈴木守弘君） 分担金についてお答えします。

農地災の分担金なんですけれども、災害復旧工事費の100分の50、2分の1なんですけれども、これは補助金を差し引いた額を村と所有者と折半するということです。

○議長（星 一彌君） 7番、関根君。

○7番（関根英也君） そうすると、この農地等小災害復旧事業、これ村単独事業ですね。これに対しては、事業費の15%ということなんですか。ここに15%と書いてあるんですが。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） この新旧の対照表を見ていただければと思います。改正前と改正後の100分の50のところを100分の15に引き下げるということでございます。

今回、12月定例議会でも皆様のほうからご提案あったとおり、起債充当しないわけないであろうということで起債を充当して、また農家の負担軽減をするということで今回の補正も上程をさせていただいているわけでありますが、この負担率を下げるということは、この条例を変えなくてはならないということで50から15ということに引き下げたということでございます。

星担当課長から補足説明させます。

○議長（星 一彌君） 農林商工課長。

○農林商工課長（星 徹君） ただいまの100分の15ですが、一応工事費の100分の15ということで15%農家に負担していただくということでありまして、事業費が13万円以上40万円未満という工事に限ってこの起債事業でできるということでありまして、なぜ100分の15かといいますと、一番下限の13万円以上というときの負担額が1万9,000円、2万円弱というふうになるんですが、今回起債を借りるに当たりまして、農家負担が2万円以上の場合、起債の充当率が高くなるということで、通常、農地だと50%が74%に引き上げられる、農業施設だと65%が80%になるということで、その起債充当率が高い部分を適用させるために100分の15という数字にしております。

以上でございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

○7番（関根英也君） 議長、7番。

○議長（星 一彌君） 関根議員。

トータル3問質問していますので、了解願います。

○7番（関根英也君） わかりました。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑は終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第124号 鮫川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第125号 令和元年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

令和元年第8回鮫川村議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時34分）



上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和元年12月20日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 森 隆 之

署 名 議 員 遠 藤 貴 人